

令和7年度 第1回学校運営支援協議会

日時 令和7年6月9日(月) 16:00～

場所 弥栄小学校 2階 わくわくルーム

次 第

進行：副校長

- 1 開会のことば
- 2 令和7年度委員紹介（委嘱状交付）
- 3 校長挨拶
- 4 説明及び協議
 - （1）組織について（会長1・副会長2・事務局）
 - （2）令和7年度学校運営支援協議会 推進予定について
 - （3）令和7年度学校経営方針について
 - （4）まなびフェスト・学校評価について
 - （5）その他
- 5 その他〈連絡事項など〉
 - ・令和7年度 小中学校における働き方改革方針について
- 6 閉会のことば

弥栄小学校学校運営支援協議会

令和7年度弥栄小学校学校運営支援協議会名簿

No	氏名	所属・役職等	連絡先	備考
1	佐々木 幸子	元学校評議員	43-3171	
2	岩 淵 徳幸	元学校評議員	43-3559	
3	熊 谷 佳美	弥栄市民センター長	43-2346	
4	小 山 洋子	真滝幼稚園長	21-2156	
5	金 田 清	学習協力者	43-2967	
6	菅 原 玉枝	主任児童委員	21-3409	
7	須 藤 寛之	P T A会長	43-2790	
8	中 村 美佐	校 長	43-3129	
9	熊 谷 利春	副校長	43-3129	

〈諸行事・諸活動での弥栄っ子の様子〉



4/8 入学式



4/15 交通安全教室



4/24 1年生を迎える



4/25 児童総会



4/26 授業参観



5/17 P T A春季奉仕



5/24 大運動会



6/2 プール清掃



6/4 クリーンアップ運動

(1) 組織について

※P9 一関市学校運営支援協議会規則 第10条 参照

(2) 令和7年度学校運営支援協議会推進予定

第1回会議 令和7年6月9日(月)

【内容】

- 組織について
- 学校経営方針、重点、まなびフェスト、学校評価について



【期間内の主な学校予定】 ※○：参観案内を送付

- ・校内水泳記録会 (7月16日)
- ・夏季休業プール開放 (7月25日～8月1日) ※予定
- ・夏休み作品・自由研究発表会 (8月22日)
- ・夏休み作品展示 (8月25日～8月29日)
- ・校内ミニコンサート (9月 日) ※予定

第2回会議 令和7年9月17日(水) ※授業参観後に実施する予定

【内容】

- 1学期学校評価・まなびフェストアンケート結果について
- 学校支援活動の推進について
- 弥栄っ子に望む姿について



- ・校内マラソン大会 (10月 3日)
- 祖父母参観 (10月10日)
- 学習発表会 (10月25日)
- 授業参観・学校保健会 (12月 2日)
- ・校内なわとび大会 (1月30日)
- 太鼓引継ぎ式・授業参観 (2月 6日)
- ・6年生ありがとう集会 (2月26日)

第3回会議 令和8年2月27日(金) ※授業参観後に実施する予定

【内容】

- 2学期学校評価・まなびフェストアンケート結果について
- 令和8年度学校経営方針・重点について



- 卒業証書授与式 (3月19日)

令和8年度学校経営

- 入学式
- 大運動会

(3) 令和7年度学校経営方針

1 学校経営の基本的な考え方

- (1) 日本国憲法、教育基本法、学校教育法、関係諸法令の理念に基づくとともに、県学校教育指導指針、市学校教育方針、復興教育の目的を踏まえた教育活動の推進に努める。

【岩手県が目指すところ】

○県教育振興計画 基本目標

「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」

○学校教育で目指す姿

「岩手の子どもたちが、自分らしくいきいきと学び、夢を育み、予測困難な時代においても、希望あるいわてを創造する『生きる力』を身に付けている」

○いわての復興教育の定義

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（いきる・かかわる・そなえる）を育てること。

【一関市が目指すところ】

○教育振興の基本目標

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」

○一関市学校教育 基本方針

- ・児童・生徒の実態に即し、地域の環境や特性を生かした特色ある教育を創造する。
- ・たくましく心豊かに生きる児童・生徒を育成する。
- ・社会の変化に主体的に対応できる確かな学力を育成する。

- (2) 本校の歴史や伝統、地域の実態を考慮しながら創意工夫を図り、自立した社会人として生きていく力の育成に努める。

- (3) 地域住民の信託に応え、家庭・地域との連携を深め、開かれた学校づくりを推進する。

2 学校教育目標

『 進んで学び 心豊かで たくましい子どもの育成 』

【具体目標と児童の具体像（目指す姿）】

○学ぶ子ども（知）

- ・自ら学び考える子
- ・確かな学力を身に付けた子
- ・豊かに表現できる子

○助け合う子ども（徳）

- ・思いやりのある子
- ・明るい挨拶や返事をする子
- ・誰とでも協力する子

○きたえる子ども（体）

- ・自分の身を守ることでできる子
- ・健康的な生活をする子
- ・最後までやり抜く子

3 目指す教師像（「^{きょうがくなかば}教学半（教うるは学ぶの半ばなり）」の心で）

- (1) 児童一人ひとりを大切にし、よさや可能性の伸長に尽力する教師

- (2) 向上心をもって相互に磨き合い、協働して課題を解決する教師

- (3) 保護者・地域の声に真摯に耳を傾け、信頼に応える教師

4 目指す学校像（一人ひとりに「居場所」があり、「絆」が育まれる場所として）

- (1) 学ぶ楽しさ、ふれ合う喜びのある学校

- (2) 安心・安全な学校

- (3) 家庭や地域から信頼される学校

5 経営方針

～生きる土台となる「自己肯定感」「自己有用感」を6年間をとおして育み高める～

- (1) 児童の発達特性や実態に即した指導目標の設定と、効果的なP（計画・目標設定）・D（実践）・C（評価・反省）・A（改善）サイクルの構築、評価方法の改善により、取組の改善・向上・維持に努める。

- (2) 共通認識をもちながら共通実践を行う組織体として、主担当者を中心に一丸となって教育活動を推進する。

- (3) 家庭・地域との連携・協働により教育活動の充実を図る。

6 経営の重点

- (1) 「生きる力」の育成を目指した学級経営の充実
 - ・各学年の発達段階に応じた学校教育目標の実践化・具現化
 - ・社会の中で生活していくのに必要な規範意識の醸成とソーシャルスキルの習得
 - ・活躍の場を保障し課題の改善を図る、一人ひとりに寄り添った支援の実現
- (2) 確かな学力の育成
 - ・自ら学びを進める力と学習に対する主体性の伸長を目指した授業の実践
 - ・「わかる授業」に考慮した学習環境の整備（ユニバーサルデザイン）
 - ・発達段階を考慮した家庭学習の内容の充実と習慣化
- (3) 豊かな人間性の育成
 - ・異年齢による交流活動、地域の教育資源を活用した体験活動のねらいに基づいた推進
 - ・自主的、実践的な集団活動を通して高まろうとする態度の向上を図る特別活動の推進
 - ・自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性の養成
- (4) たくましい心身の育成
 - ・個に応じた運動習慣の形成と体力の向上を図る取組の充実
 - ・健康に関する課題解決に向けた健康教育（保健指導・食に関する指導）の充実
 - ・「命を守る力」を育む安全教育の充実と安全管理の徹底
- (5) 家庭や地域との連携
 - ・基本的な生活習慣の形成（挨拶、早寝、早起き、朝ご飯、適切なメディア利用）
 - ・必要な情報の共有を図るための家庭や地域への積極的な情報発信
 - ・P T A活動、学校運営支援協議会活動の充実
- (6) 連携・協働して職務を遂行する職員集団の育成
 - ・報告・連絡・相談の徹底と情報の共有化
 - ・教職員としてのコンプライアンス意識の保持と高揚に係る相互啓発を促す取組の実施
 - ・ウェルビーイングな働き方の実現を目指した働き方改革の推進

7 月別重点

月	重 点	月	重 点
4	集団と学びの基盤づくり	10	協調性の伸長と表現力の向上
5	集団行動様式の定着と責任感・連帯感の涵養	11	個に応じた確かな学力の育成と自己実現への支援
6	学習指導の充実化と目標達成に向けた支援	12	2学期のまとめと冬季休業の指導
7	1学期のまとめと夏季休業の指導	1	取組の評価と3学期・新年度の方策の検討
8	取組の評価と2学期の方策の検討	2	進級・進学に向けた支援と次年度計画作成
9	たくましい心身の育成と主体的取組への支援	3	1年間のまとめと引継ぎの確実な実施



令和7年度 弥栄小 学校経営全体構想

【県教育振興計画 基本目標】

学びと絆で 夢と未来を拓き
社会を創造する人づくり

学校教育目標

進んで学び 心豊かで
たくましい子どもの育成

【市教育振興 基本目標】

学びの風土を礎に 心豊かに
たくましく 郷土の誇りを未
来につなぐ 一関の人づくり

目指す児童像

学ぶ子ども (知)

- ・自ら学び考える子
- ・確かな学力を身に付けた子
- ・豊かに表現できる子

助け合う子ども (徳)

- ・思いやりのある子
- ・明るい挨拶や返事をする子
- ・誰とでも協力する子

きたえる子ども (体)

- ・自分の身を守ることでできる子
- ・健康的な生活をする子
- ・最後までやり抜く子

「絆」「居場所」

目指す学校像

- 学ぶ楽しさ、ふれ合う喜びのある学校
- 安心・安全な学校
- 家庭や地域から信頼される学校

「教学半」

目指す教師像

- 児童一人ひとりを大切にし、よさや可能性の伸長に尽力する教師
- 向上心をもって相互に磨き合い、協働して課題を解決する教師
- 保護者・地域の声に真摯に耳を傾け、信頼に応える教師

今年度重点

確かな学力の育成

- ・自ら学びを進める力と学習に対する主体性の伸長を目指した授業の実践
- ・「わかる授業」に考慮した学習環境の整備(ユニバーサルデザイン)
- ・発達段階を考慮した家庭学習の内容の充実と習慣化

豊かな人間性の育成

- ・異年齢による交流活動、体験活動のねらいに基づいた推進
- ・自主的、実践的な集団活動を通して高まろうとする態度の向上を図る特別活動の推進
- ・他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性の養成

たくましい心身の育成

- ・個に応じた運動習慣の形成と体力の向上を図る取組の充実
- ・健康に関する課題解決に向けた健康教育の充実
- ・「命を守る力」を育む安全教育の充実と安全管理の徹底

「生きる力」の育成を目指した学級経営の充実

- ・各学年の発達段階に応じた学校教育目標の実践化・具現化
- ・社会に必要な規範意識の醸成とソーシャルスキルの習得
- ・活躍の場の保障と、一人ひとりに寄り添った支援の実現

6年間を通して
育み 高める
「自己肯定感」
「自己有用感」



連携・協働して職務を遂行する職員集団の育成

- ・報告・連絡・相談の徹底と情報の共有化
- ・コンプライアンス意識の保持と高揚に係る相互啓発の促進
- ・ウェルビーイングな働き方の実現を目指した働き方改革の推進

「まなびフェスト」数値目標達成に向けた取組

家庭や地域との連携

- ・基本的な生活習慣の形成(挨拶、早寝、早起き、朝ご飯、適切なメディア利用)
- ・必要な情報の共有を図るための積極的な情報発信
- ・PTA活動、学校運営支援協議会活動の充実

保護者(PTA活動)・地域(学校運営支援協議会)

Ⅱ 令和7年度 一関市立弥栄小学校 まなびフェスト

進んで学び 心豊かで たくましい子ども

学ぶ子ども (知)

- 自ら学び考える子
- 確かな学力を身に付けた子
- 豊かに表現できる子

助け合う子ども (徳)

- 思いやりのある子
- 明るい挨拶や返事をする子
- 誰とも協力する子

きたえる子ども (体)

- 自分の身を守ることでできる子
- 健康的な生活をする子
- 最後までやり抜く子

- わかる授業づくりと、基礎・基本の定着に努めます。
- ことばの時間、百ます計算、読書活動を充実させ、学習の基盤となる力の向上に努めます。
- 家庭学習の充実と習慣化に努めます。

- 全ての児童にとって、いこちのよい学級づくりに努めます。
- 自分の役割を自覚し、協力し合う子どもを育てます。
- 明るい挨拶や返事をする子どもを育てます。

- 健康や安全に関する望ましい生活習慣の育成に努めます。
- 目標に向かって、粘り強く体力づくりに励む子どもを育てます。
- 食育指導の充実を図り、食への関心を高めます。

- 1日に10分×学年の数+10分家庭学習に取り組みます。
- 家庭学習をする時は、ながら勉強をせずに集中して取り組みます。
- 1週間に合計30分以上、家庭で読書を行います。

- 友達には「ふわっと言葉」をつかって話し、やさしくします。
- 家族や先生、友達と挨拶を交わします。
- 家族の一員として、家庭の仕事を行います。

- 「早寝・早起き・朝ご飯」を心がけて生活します。
- スマホ・タブレット・ゲーム・パソコン・テレビの時間と約束を守ります。

- 音読を聞き、家庭学習ノートのチェックをする。
- ノーマディアで家庭学習に取り組みます。

- 学校での出来事を、家庭で話題にする。
- 毎日の仕事など家庭での役割をもたせる。

- 基本的な生活習慣を身に付けさせ、生活リズムを整える。
- メディア利用について、家庭での約束を決める。

【地域にお願いすること】

1. 地域学習や学習ボランティアへの協力
2. 子どもたちの見守り
3. 地域行事への参加の呼びかけ

学校教育目標
(目指す姿)

学校の取組

児童の取組

家庭の取組

令和7年度 まなびフェストの評価

目標	取組	評価方法	目標値	担当	
学 ぶ 子 ど も (知)	学 校	わかる授業づくりと、基礎・基本の定着に努めます	児童自己評価 「学校の勉強が分かる」 「弥栄っ子テスト合格に向けてがんばった」 ----- テスト ※弥栄っ子テスト（漢字・算数）	肯定的回答 80% ----- 80 点以上 100%	知 育 部 会 (教 務 主 任 ・ 研 究 主 任)
		ことばの時間、百ます計算、読書活動を充実させ、学習の基盤となる力の向上に努めます	教職員自己評価 ----- 目標値(読書冊数)の設定 ※図書館教育担当の提案による	肯定的回答 100% ----- 達成割合 100%	
		家庭学習の充実と習慣化に努めます	教職員自己評価	肯定的回答 80%	
	児 童	1日に10分×学年の数+10分、家庭学習に取り組みます	点検（2週間）	達成割合 80%	
			保護者評価	肯定的回答 80%	
		家庭学習をする時は、ながら勉強をせずに集中して取り組みます	点検（2週間）	達成割合 80%	
			保護者評価	肯定的回答 80%	
	1週間に合計30分以上、家庭で読書を読みます	点検（2週間）	達成割合 80%		
		保護者評価	肯定的回答 80%		
	助 け 合 う 子 ど も (徳)	学 校	全ての児童にとって、いごこちのよい学級づくりに努めます	QU 教職員自己評価	
自分の役割を自覚し、協力し合う子どもを育てます			教職員自己評価 児童自己評価 「たてわり班活動で、協力できた」	肯定的回答 90%	
明るい挨拶や返事をする子どもを育てます			教職員自己評価	肯定的回答 90%	
児 童		友達には「ふわっと言葉」をつかって話し、やさしくします	児童自己評価	肯定的回答 80%	
		家族と挨拶を交わします	児童自己評価 保護者評価	肯定的回答 80%	
		家族の一員として、家庭の仕事を読みます	保護者評価	肯定的回答 80%	
き た え る 子 ど も (体)	学 校	健康や安全に関する望ましい生活習慣の育成に努めます	教職員自己評価	肯定的回答 80%	体 育 部 会 (保 健 主 事 ・ 体 力 向 上)
		目標に向かって、粘り強く体力づくりに励む子どもを育てます	教職員自己評価 点検（毎月）+児童自己評価 「ねばり強く運動し、目標を達成した」	肯定的回答 80%	
		食育指導の充実を図り、食への関心を高めます	教職員自己評価	肯定的回答 80%	
	児 童	「早寝・早起き・朝ご飯」を心がけて生活します	点検（1週間）	達成割合 80%	
			児童自己評価 保護者評価	肯定的回答 80%	
		スマホ・タブレット・ゲーム・パソコン・テレビの時間と約束を守ります	点検（1週間） 児童自己評価 保護者評価	達成割合 80% 肯定的回答 80%	

「学校評価」の実施について

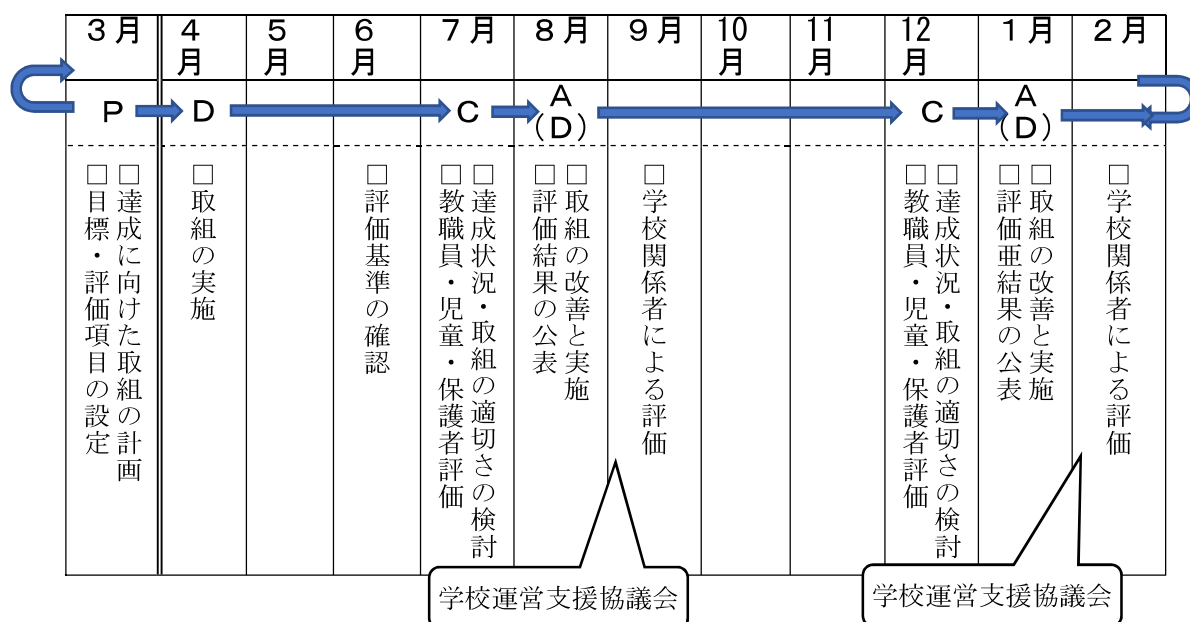
1. 学校評価の目的

- (1) 学校運営に関する目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価し改善を図るサイクルをとおして、学校運営の組織的・継続的な改善を図る。
(学校運営の組織的・継続的改善)
- (2) 自己評価及び学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。
(説明責任の履行、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりの推進)

2. 実施内容

- (1) 教職員・児童による自己評価・保護者評価とその結果の公表
- (2) 学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）

3. 評価サイクル



4. 目標達成に向けた取組の推進について

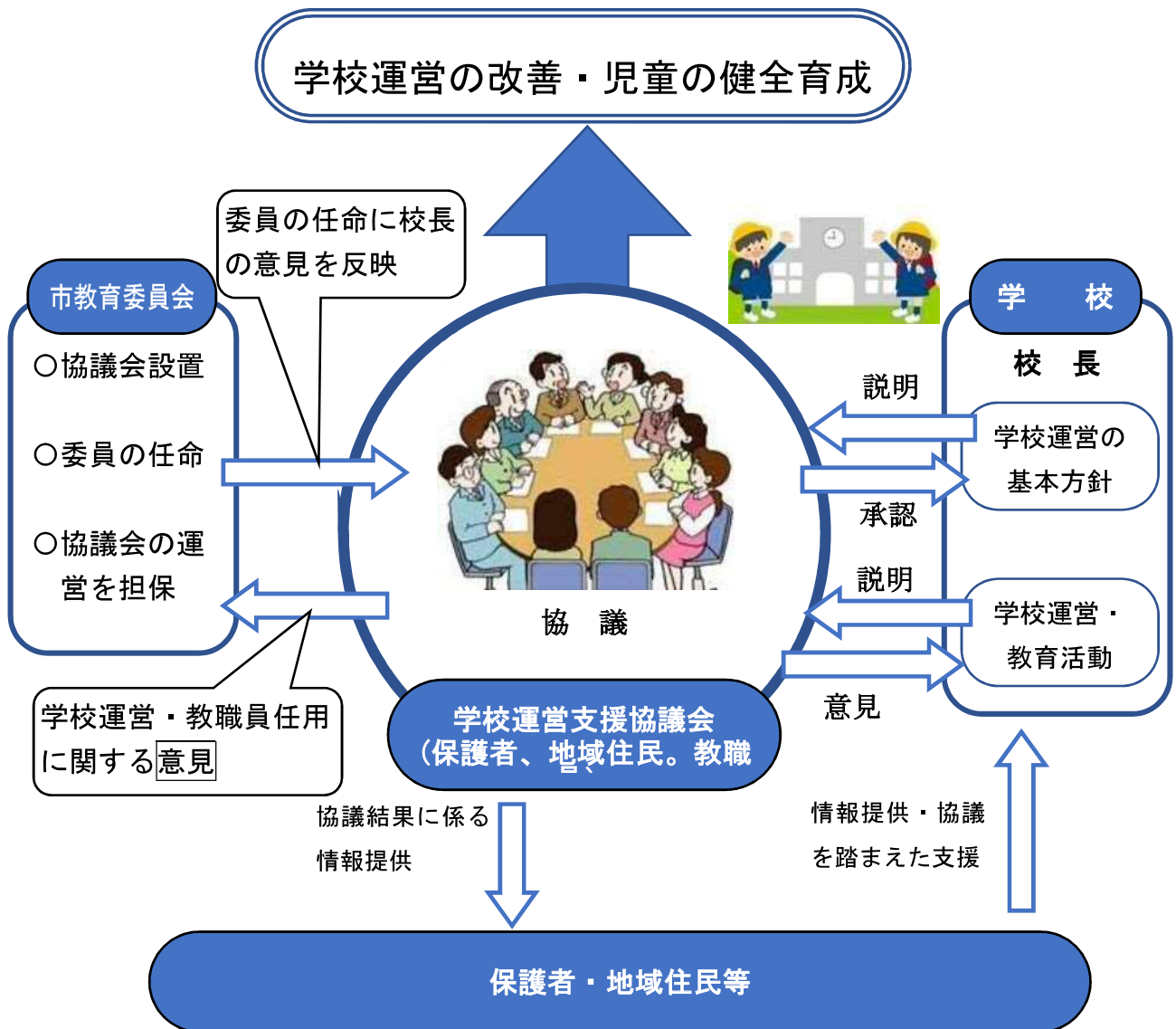
- (1) 目標達成に向けた取組を牽引する部会を設定する。

部会	知育部会	徳学部会	体育部会
構成員	教務主任 研究主任 (校長)	生徒指導主事 特別支援コーディネーター 特別支援学級担任	保健主事 体力向上担当 (副校長)

- (2) 達成状況、取組の適切さ、改善に向けた方策等について部会で協議すると共に、共通理解を図るために全体に提案する機会を設定する。
※部会（知育・徳育・体育）→職員会議（経営反省会）
- (3) 「まなびフェスト」に係る児童・保護者の評価については、目標等の達成状況や取組の適切さ等について評価を行う際の資料と捉え活用する。
- (4) 教職員・児童・保護者評価の結果と部会及び職員会議での協議結果を「自己評価」として公表するとともに、学校運営支援協議会の際に提示し評価していただく。（学校関係者評価）

学校運営支援協議会のイメージ

※一関市では、あえて「支援」と入れることで学校を支援する協議会であることを強調



<学校運営支援協議会の主な役割>

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
 - 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることもできること
 - 教職員の任用に関して、「一関市学校運営支援協議会規則」に掲げる以下の事項に留意したうえで、教育委員会に意見を述べることもできること
- ・「地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の権限育成を図る」という協議会の目的を踏まえたものであること
 - ・学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
 - ・特定の個人に関するものでないこと
 - ・職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。
- 3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 対象学校の校長
 - (4) 対象学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。
 - 3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
 - (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
 - (3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年度 小・中学校における働き方改革方針(業務改善方針)

長時間勤務の是正を図り、教職員が健康でいきいきと仕事に向うことにより、教育の質の一層の確保・向上を図るため、教職員・学校・教育委員会は、それぞれの役割を自覚し、互いに協力して学校における働き方改革を進め、以下に取り組みます。

方針1	教職員は、勤務時間を意識した働き方を進めます。 無制限無限定の勤務を是とすることなく、限られた時間の中で最大限の効果をあげられるような働き方を志向します。
-----	--

- (1) 教職員は、まなびポケットで各自の出勤・退勤時刻を確認し、勤務状況についての意識を高め、改善に努めます。管理職はその報告を受け部下職員の勤務状況を常時把握します。校長は毎月その結果を教育委員会に報告し、長時間労働の改善に取り組みます。
 - ① 月 45 時間以上の残業者数を報告
 - ② 月 80 時間以上の残業者には改善指導後、文書で報告
 - ③ 在校等時刻が午後 8 時を超えたのべ教職員数を報告
 - ④ 所属教職員の月平均残業時間を報告
- (2) 教職員はできるだけ残業を減らし、学校ごとに最終退勤時刻の目標(○時)を設定し取り組みます。その目標は午後8時以前に設定し、全職員が意識化します。保護者会等の対外的な会議についても協力を求め、午後8時までには終了するように努めます。**午後8時以降の残業は原則禁止**とします(一関市立学校職員の服務規程による)。
 - ※ 午後8時以降の校長から命じられた超過勤務は除きます。
 - ※ 国への在校等時間の報告も、今後求められる方向です。

方針2	学校・教育委員会は、業務内容について効率化・精選による見直し(棚卸し)を不断に進めます。また、働き方の意識啓発を図る機会を設定します。
-----	---

- (1) 8月12～15日は原則学校開庁日とし、8月11日(山の日、祝日)～8月15日の5日間は、夏季休暇等を充当しながら教職員の勤務が部活動を含めて実質ない期間とします。
- (2) 働き方の意識改革を進めるため、職員会議において校長を中心として積極的に働き方の課題を取り上げます。例えば、定時退勤日設定、部活動時間上限設定、整理整頓アイデアなど、各校が工夫してできることに取り組みます。
- (3) 教育委員会においては、効率的・効果的な働き方について校長会議等で理解を深める機会を設定します。また、市教育委員会指示の調査・報告について、簡素化に努めます。

方針3	部活動等の適切な運営に努め、教職員の負担を軽減します。併せて、児童生徒が家庭で過ごす時間を尊重し、健康でゆとりある生活を保障します。
-----	--

- (1) 平日週1日と日曜日の部活動休養日を設定し、実行します(中学校)。事情により日曜日に部活動を行った場合には、他の土曜日にまたは祝日等に代替え休養日を設定し、教育委員会に報告します。
- (2) 小中学生に係るスポ少、保護者会等の学校外の活動についても終了時刻が遅くとも午後8時を超えないよう働きかけを行います(教委から体育協会を通じて協力要請)。
- (3) 部活動加入推奨制、地域部活動など、部活動の在り方について協議・検討をすすめます。

その他

- (1) 働き方改革には、業務の見直しにより、その有効化・効率化を図る不断の姿勢が必要であり、単に業務を排することによる教育の質の低下を招くものであってはなりません。仕事の情性を排し、限られた時間の中で、より質の高い教育の提供を意図し実践するものです。
- (2) これら方針は、R7.3.26 文科省通知「令和6年度教育委員会における学校の働き方改革の取組状況調査結果等に係る留意事項について」等を踏まえ、適宜見直しを行い、より実効性を高めます。

令和7年度 働き方改革 重点方針

一関市教育委員会

1 基本方針

教職員の働き方を見直し、健康的で持続可能な勤務環境を実現し、教育の質を高める
教師の月平均時間外在校等時間を、**小学校 30 時間以下、中学校 32 時間以下**に縮減します。

2 令和7年度 重点取組

(1) 20時以降の残業を無くす

- 勤務時間の見える化：まなびポケットを活用し、出退勤時刻を正確に記録
- 業務終了時刻の厳守：各学校で最終退勤時刻を設定し、20時以降の残業原則禁止^{※1}を徹底
- 改善策の導入：月45時間以上の時間外勤務者に対するフォローアップと改善策を実施
- ワークライフバランス：持ち帰りの業務に転嫁しないこと

(2) 行事の精選（仕事の物理量を減らす）

- 行事等の見直し：教育の質を高めつつ、行事及び会議日程や進め方（設定時間）を精選
- 無駄の洗い出し：慣例的に行っている部分の見直し
- 教育的価値の精選：教育上、真に必要とされるものの精選

(3) 校務支援システムの多機能連携による業務効率化

- 指導に係る効率化：成績処理、通知表作成、指導要録作成等の機能を最大限に活用し、
教員の負担を大幅に軽減
- 情報共有の効率化：連絡機能や掲示板機能を積極的に活用し、スムーズな情報共有と
コミュニケーションを促進
- 家庭連絡の効率化：出席簿機能や欠席連絡機能と連携し、健康観察や家庭連絡を効率化

3 各校における数値目標

- 月平均時間外在校等時間：**小**30時間^{※2}（R6は30時間19分） **中**32時間^{※2}（R6は32時間49分）
- 20時以降の延べ残業者数（一月あたり）：
小 昨年度各校残業者数の割合を減少させる（R6市全体各校月平均：職員数×0.38（延べ7人/校））
中 昨年度各校残業者数の割合を減少させる（R6市全体各校月平均：職員数×1.09（延べ19人/校））
- 教職員の働きがい・職場の健康リスクの指数：向上（R6全国を100とみて当市総合89）
▶数値が低いほどリスクが低い

4 推進体制

- 学校：校長のリーダーシップによる取組推進と進捗管理
- 教育委員会：定期的な状況把握と支援の実施
- 連携：保護者・地域との協力体制強化（学校運営支援協議会との働き方改革における情報共有）

※1 生徒指導やPTA用務など、上司が必要と認めた場合を除く

※2 月平均在校等時間における令和6年度データはR6.10月～R7.3月期のもの

学校・教師が担う業務に係る3分類

○ 文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申(一)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応	⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩ 授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③ 学校徴収金の徴収・管理	⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑧ 部活動(部活動指導員等)	⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき、	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬ 進路指導 (事務職員や外部人等との連携・協力等)
○ この度、3分類に基づく14の取組の実効性の向上のため、国、都道府県、市町村、学校など、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、中央教育審議会の高い教師の確保特別部会として、各主体の具体的な役割も含め整理した「対応策の例」を取りまとめ。	⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)	

※ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校経営・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方針 (平成31年1月25日)